

平成26年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成26年6月20日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 山 口 孝 弘
- 10番 小 高 良 則
- 11番 湯 淺 祐 徳
- 12番 中 田 眞 司
- 13番 古 場 正 春
- 14番 林 政 男
- 15番 新 宅 雅 子
- 16番 鯨 井 眞佐子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 川 上 雄 次
- 22番 林 修 三

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 榎 本 隆 二
教	育	長 加 曾 利 佳 信
総	務	部 長 石 毛 勝
市	民	部 長 加 藤 多久美

経 済 環 境 部 長	吉 野 輝 美
建 設 部 長	武 井 義 行
会 計 管 理 者	醍 醐 真 人
教育委員会教育次長	河 野 政 弘
農業委員会事務局長	醍 醐 文 一
選挙管理委員会事務局長	片 岡 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	佐 藤 幸 男
国 保 年 金 課 長	石 川 孝 夫
高 齢 者 福 祉 課 長	和 田 文 夫
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人
秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総務部参事(事)総務課長	石 川 良 道
市民部参事(事)社会福祉課長	宮 崎 充
農 政 課 長	水 村 幸 男
建設部参事(事)道路河川課長	藏 村 隆 雄
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	吉 田 一 郎
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第6号)

平成26年6月20日(金)午前10時開議

日程第1 発議案の上程

発議案第1号から発議案第5号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第6号、議案第7号、議案第9号、

議案第10号、議案第12号

委員長報告、質疑、討論、採決

日程第3 議員派遣の件

## ○議長（林 修三君）

それでは6月20日金曜日、本日、6月定例会の最終日を迎えましたので、どうぞ皆様よろしくお願いたします。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、本日の会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

本日の会議は手話通訳を行います。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各常任委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

最初に、発議案第1号から発議案第2号、第3号の提案理由の説明を求めます。

## ○石井孝昭君

おはようございます。

最初に、発議案第1号について、ご説明いたします。

発議案第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年6月20日提出。

八街市議会議長、林修三様。

提出者、八街市議会議員、私、石井孝昭。

賛成者、八街市議会議員、木村利晴議員。同じく、京増藤江議員。同じく、林政男議員。同じく、中田眞司議員。同じく、小菅耕二議員。同じく、服部雅恵議員。同じく、鈴木広美議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

手話言語法制定を求める意見書（案）。

手話とは、日本語を音声だけではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきましたが、ろう学校では口話法が主流となっていました。

世界に目を向けると、平成18年12月に国連総会において障害者権利条約が採択され、手話は言語であることが明記されました。我が国においては、障害者権利条約の批准に向けて国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された障害者基本法では、全て障がい者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されると定められています。また、同法第22条では国、地方公共団体に対して、情報保障施策を義務付けていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広

め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を、国として実現することが必要です。

よって、国におかれましては、下記事項を講ずるよう強く求めるものです。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法を制定することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月。

八街市議会議長、林修三。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

次に、発議案第2号について、ご説明いたします。

発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年6月20日提出。

八街市議会議長、林修三様。

提出者、八街市議会議員、私、石井孝昭。

賛成者、八街市議会議員、木村利晴議員。同じく、京増藤江議員。同じく、林政男議員。同じく、中田眞司議員。同じく、小菅耕二議員。同じく、服部雅恵議員。同じく、鈴木広美議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものです。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至です。よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月。

八街市議会議長、林修三。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

次に、発議案第3号について、説明いたします。

発議案第3号、国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年6月20日提出。

八街市議会議長、林修三様。

提出者、八街市議会議員、私、石井孝昭。

賛成者、八街市議会議員、木村利晴議員。同じく、京増藤江議員。同じく、林政男議員。

同じく、中田眞司議員。同じく、小菅耕二議員。同じく、服部雅恵議員。同じく、鈴木広美議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。しかし現在、日本の教育はいじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差等、さまざまな深刻な問題を抱えています。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対する教職員定数の確保等が急務です。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠です。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、平成27年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

震災からの復興教育支援事業の拡充を十分に図ること。

少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定、実現すること。

保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

現在の経済状況を鑑み、就学援助に関する予算を拡充すること。

子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境、条件を整備すること。

危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状

況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年6月。

八街市議会議長、林修三。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

以上で発議案第1号、第2号、第3号の提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（林 修三君）

石井議員に申し上げます。1つ確認いたします。先ほど発議案第1号の中で、最初の文面で「手話とは、日本語を音声だけではなく」と言われましたが、原文では。

○石井孝昭君

「音声では」です。

○議長（林 修三君）

追加ですか。原文のままですか。

○石井孝昭君

原文のままです。

○議長（林 修三君）

原文のまま確認しました。

次に、発議案第4号の提案理由の説明を求めます。

○丸山わき子君

それでは、私は、発議案第4号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について、ご説明させていただきます。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出するものであります。

提出は26年6月20日、本日であります。

八街市議会議長、林修三様。

提出者、私、丸山わき子。

賛成者は右山正美議員、京増藤江議員でございます。

この集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書案を提案する前に、若干説明をさせていただきたいと思っております。

安倍首相は日本の自衛とは無関係で、なおかつ海外で戦争する国となる集団的自衛権を容認する憲法解釈変更の閣議決定を急いでいます。集団的自衛権の行使について、歴代の自民党政権が一貫して堅持してきた、憲法9条のもとでは許されないとする解釈を180度覆し、憲法改正の経路を経ることなく、1内閣の判断で強行しようとしています。軌道を逸脱した乱暴な解釈改憲は許されません。

歴代の内閣法制局長官からは、解釈変更は法律上できない、今の憲法のもとで半世紀以上

議論され、維持されてきた憲法解釈であり、解釈変更は難しいなど、厳しい批判が出ております。こうした閣議決定を急ぐやり方に、国民的な議論もないまま閣議決定を急ぐのは拙速で容認できないなど、保守や無党派の垣根を越えての厳しい批判や、憲法学者、政治学者、弁護士、宗教人など、各界からの反対の声が広がっています。また自民党岐阜県連では県内42市町村議会の全ての議長に、スケジュールが性急として、もっと慎重な意見を求める意見書を各議会で可決し、安倍首相に提出するよう求めています。

集団的自衛権について、架空のシミュレーションで国民に脅威をあおるのではなく、現実の政治の中で問われるべきではないでしょうか。集団的自衛権は日本の防衛のためではありません。これまでの世界の歴史で、国連憲章第51条に基づく集団的自衛権が発動されたのは、アメリカのベトナム侵略戦争、旧ソ連によるチェコスロバキアとアフガニスタンへの侵略、アメリカとNATOによる2001年のアフガニスタンへの報復戦争などです。しかし集団的自衛権は、自衛とは無関係の大国による無法な侵略戦争、軍事介入の口実に使われてきたというのが世界の歴史の事実であります。また日本での集団的自衛権の問題は、2000年にアメリカのアーミテージ国防副長官から集団的自衛権の行使を迫られ、アフガニスタンへの報復戦争、イラク侵略戦争に自衛隊を派兵していますが、憲法9条のもと、武力行使はしない、戦闘地域へ行ってはならないという2つの歯どめにより後方支援にとどまりましたが、集団的自衛権は米国の圧力のもとで、日本の自衛隊の海外派兵と一体で進められてきています。

集団的自衛権を具体化した軍事同盟、軍事ブロックは次々と解体し、今や世界ではNATOの28カ国、日米また米韓の3つしか残っておらず、どことも軍事同盟を結ばない非同盟諸国会議には100カ国以上の国々が加わるようになっていきます。かつてベトナム侵略戦争などで深刻な地域間対立のあった東南アジア地域は、アメリカとの軍事同盟であったSEATOを解散させ、東南アジア諸国連合ASEANを作りました。戦争の平和的解決をうたい、世界55カ国が加入している東南アジア友好協力条約や、東南アジア非核地帯条約、地域フォーラムなど、紛争の平和的解決のための重層的な仕組みが作り上げられています。東シナ海での領土、領海をめぐる中国との紛争も、東シナ海行動宣言を中国と結び、一步一步粘り強く、平和的解決に取り組んでいます。憲法9条の精神である紛争の平和的解決の仕組み作りこそ、世界の大きな流れになっています。日本の近隣諸国との紛争や問題も、軍事同盟である日米安保条約をやめ、こうした仕組みでこそ解決すべきであります。

そこで、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書を、朗読して提案するものであります。

歴代内閣は、海外での武力行使である集団的自衛権の行使は、どんな条件を付けても憲法解釈の変更で認めることはできないという立場をとってきました。しかし安倍首相は、集団的自衛権の行使容認に向け、解釈改憲を閣議決定するとの方針を示し、歴代政権の解釈を真っ向から否定し、自らの一存で憲法解釈を変更できるとの立場を示しました。首相の権限の範疇を超えて、政権が変わるたびに自由に憲法の解釈を変えることができるというのでは、



法治国家の根幹に関わることであり、立法府も要らないということになりかねません。恒久平和主義の憲法原理と立憲主義を否定するものです。よって、政府においては、日本の自衛とは無関係で、なおかつ海外で戦争をする国となる集団的自衛権を行使する憲法解釈の見直しは行わないよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

これは内閣総理大臣宛てであります。

ぜひご採択をいただきますよう、よろしく願いいたします。

#### ○議長（林 修三君）

次に、発議案第5号の提案理由の説明を求めます。

#### ○右山正美君

それでは、発議案第5号、消費税増税の中止を求める意見書（案）の提出にして。

意見書案を朗読する前に、補足説明いたします。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成26年6月20日提出。

八街市議会議長、林修三様。

提出者は私、右山正美。

賛成者、京増藤江議員、丸山わき子議員でございます。

今回の消費税増税8パーセントで、中小企業同友会の調べで6割の中小企業に消費税増税の影響が出ていると言われております。消費税の本当の影響が出てくるのは、事業者が消費税の納税を迫られる来年3月以降で、個人事業主などで納税できない人がたくさん出てくるだろうと、こう言われているわけでありまして。なのに政府は、年内に消費税を10パーセントにすることを決めるということでありまして。そうなりますと、税率を10パーセントに上げますと、2016年3月以降にはさらに倒産や廃業が増えて、さらに深刻な事態が起こることは間違いないことでありまして。消費税増税、大増税の道は、やはりこれは転換すべきではないかと、このように考えるわけでありまして。

それでは、意見書案を読み上げます。

4月1日、政府は消費税率を8パーセントへ引き上げたが、市民は長引く不況に加え、アベノミクスの恩恵どころか、物価上昇、収入減、社会保障削減の3重苦を強いられている。消費税の増税は暮らしに、経営に打撃を与え、食料品など生活必需品にも課税されるために、低所得者ほど負担が重くなる逆進性は深刻である。消費税の増税は社会保障財源に充てると説明しながら、年金給付の削減、医療費負担増、介護保険制度の改悪など、目白押しである。一方、大企業の復興特別税の前倒し廃止や法人税の減税、無駄な大型公共事業や軍事費の規模を膨らませている。

政府は、さらに10パーセントへの増税を年内に決定するとしていますが、応能負担の原則に立ち、法人税率の見直しや大企業、大資産家に応分の負担を求めるべきある。また、賃上げをはじめ、国民の所得を増やす政策で税収を増やせば社会保障の財源は確保でき、財政

再建の道は開ける。よって、消費税増税の中止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

これは内閣総理大臣宛てであります。

以上です。

○議長（林 修三君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第1号から発議案第5号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ご異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

最初に、発議案第1号から発議案第3号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑がなければ、これで質疑を終了いたします。

次に、発議案第4号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、発議案第5号に対しての質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に、発議案第1号についての討論を許します。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了します。

次に、発議案第2号についての討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

討論がありませんので、これで発議案第2号の討論を終了いたします。

次に、発議案第3号についての討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

討論がありませんので、これで発議案第3号の討論を終了いたします。

次に、発議案第4号についての討論を許します。

初めに、賛成討論の発言を許します。

**○京増藤江君**

それでは、私は、発議案第4号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書に対する賛成討論をいたします。

政府は戦争しないとうたっている憲法に則り、これまで日本が攻撃を受けたときだけ個別的自衛権として、日本を守るため必要最小限で日本は実力行使できるとしてきました。ですから政府は、アフガン戦争やイラク戦争に自衛隊を派兵した際、法律に武力行使してはならない、戦闘地域に行ってはならないという2つの歯どめを明示しました。しかし自民党は、日本が攻撃されていないのに、他国のために自衛隊が海外の戦争に参戦できるように、限定容認という言葉も使い、解釈改憲で集団的自衛権の行使の容認について、本国会中に閣議決定するとしています。

5月28日の衆院予算委員会において、日本共産党の志位和夫委員長が、アフガニスタン戦争などのような場合に戦闘地域に行かないという歯どめを残すのかと正したのに対し、安倍首相は歯どめを残すとは言いませんでした。それどころか、歴代政権の憲法解釈を否定して、解釈改憲によって自衛隊を戦地まで行かせる方向で検討しようとしています。しかし、国民多数の声を聞かず、国会でまともな議論もせず、与党だけの密室協議で憲法解釈変更の閣議を決定しようとしている安倍政権に、立場を超えて批判が広がっています。

日本国民は戦後、戦争の惨禍を二度と起こしてはならないと決意して憲法を作り、国民の宝として大切に守ってきました。だからこそ日本は戦後67年間、戦争で国民を死なせず、他国の人を殺さずに済んだのです。憲法が国民を守ってきたのです。国民多数の反対を無視して、この大切な憲法をときの政府が解釈によって変え、日本を戦争する国にすることは、憲法が政権を縛るという立憲主義を破壊するものです。憲法99条では、国务大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員はこの憲法を尊重し、擁護する義務を負うとうたっています。大臣も国会議員も、現在の職務にある限り、憲法を守る義務を負っています。日本の若者を戦場に送り、殺し、殺されることになる集団的自衛権行使を解釈改憲によって容認すべきではありません。

以上の理由から、日本を戦争する国にする集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書に賛成いたします。

**○議長（林 修三君）**

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（林 修三君）**

ほかに討論がありませんので、これで発議案第4号の討論を終了いたします。

次に、発議案第5号についての討論を許します。討論はございませんか。

それでは初めに、賛成討論の発言を許します。

### ○京増藤江君

それでは、私は、発議案第5号、消費税増税の中止を求める意見書に対する賛成討論をいたします。

アベノミクスによって大企業は公共事業中心の経済対策や株高の恩恵を受けていますが、労働者の基本賃金は今年2月まで、前年同時期と比較すると23カ月連続で減っています。また、雇用の7割を担っている中小企業は、その7割が消費税を売りに転嫁できません。消費税が5パーセントに増税されてから、中小企業者は激減しました。今年4月に消費税を8パーセントに引き上げた上、さらに増税するならば、一層、廃業、倒産に追い込まれてまいります。

消費税を1989年に導入して24年になりますが、その間に国民が払った消費税は累計264兆円です。そのうちの246兆円が大企業の減税のために使われました。大企業は消費税分を価格に上乗せ転嫁できるため、消費税を1円も払わなくて済みます。その上、輸出企業には輸出分の仕入れにかかった消費税分を戻す制度があります。さらに大企業は、より安い賃金でもうけを上げるため、仕入額控除によって正社員を派遣労働者に置きかえて消費税負担を減らしてきました。派遣労働者は外注費となり、原料などと同じ扱いなので、派遣を依頼した会社が派遣会社に支払った賃金分の消費税分を納税額から差し引くことができます。正社員に支払った賃金分の消費税分は納税額から差し引くことができません。ですから企業は派遣労働者を雇う方がもうかり、消費税率を引き上げるほど正社員で働くことができなくなります。大企業によって消費税が得な税金だからこそ、財界が増税を強く求めています。

例えば日本を代表する大企業であるトヨタ自動車は、消費税を払っていません。また大企業優遇税制の恩恵を受けて、2008年度から12年度までの5年間、法人税国税分を1円も払っておりませんが、株主には1兆円を超える配当をした上、内部留保も増やしています。2013年度に大企業1千社は合計で内部留保を前年度より23兆円以上増やしています。政府は国民に消費税増税を押し付ける一方で、大企業には来年度からさらに法人税率を引き下げようとしています。内部留保をため込むことができる大企業に減税することは、何の道理もありません。消費税は所得が低い人ほど負担率が高い不公平な税制であり、国民にとっては廃止すべきものです。応能負担の原則に立ち、法人税率の見直しや大企業、大資産家に応分の負担を求め、正社員で働くことが当たり前の社会にして、国民の所得を増やすべきです。

消費税率を引き上げるならば、さらに景気が悪化し、税収が減り、社会保障の財源や財政再建の財源確保ができなくなります。カナダでは1991年に消費税は7パーセントでしたが、2006年7月には6パーセント、2008年には5パーセントに引き下げました。日本でもこれ以上、増税すべきではありません。

以上の理由によって、消費税増税の中止を求める意見書に賛成いたします。

○議長（林 修三君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

ほかに討論がありませんので、これで発議案第5号の討論を終了いたします。

これから採決を行います。

最初に、発議案第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。発議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第2号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号、国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。発議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（林 修三君）

起立少数です。発議案第4号は否決されました。

次に、発議案第5号、消費税増税の中止を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（林 修三君）

起立少数です。発議案第5号は否決されました。

日程第2、議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第10号、議案第12号を一括議題とします。

これから、常任委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行います。質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の質疑に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

それでは、常任委員長の報告を求めます。

最初に、新宅雅子総務常任委員長、ご登壇ください。

## ○新宅雅子君

総務常任委員会に付託されました案件4件につきまして、去る6月12日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第6号は、八街市基本構想の策定に関する条例の制定についてです。

これは、平成23年の地方自治法の一部改正に伴い、市町村の基本構想に関する規定が削除されましたが、基本構想が市政の最上位の方針であることから、議会の議決を経て策定することとするため、新たに条例の制定を行うものです。

審査の過程において委員から、「基本構想の位置付けは、市政の最上位と方向付けされていますが、この策定にあたり市民の意見が十分反映され、何よりも地方自治法に定める自治体の責務を明確にしなくてはならないと思うが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「基本構想の策定にあたりましては、多くの市民の方々の意見を取り入れていきたいと考えています。その1つといたしまして、6月8日から始まりました地区別懇談会を8回行う予定です。ほかには市民会議、また中学生、高校生の意見を取り入れるため、ヤングフォーラムも開催する予定です」という答弁がありました。

次に、「市民の多くの声を取り入れるには、地域の商店街、農業関係の団体、高齢者の団体、障がい者の団体などの方と直接的な意見徴収が必要と思うが、どのように検討されているのか」という質疑に対して、「各種団体を含めた総合計画審議会を開催して、意見を取り入れていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「基本計画は5年間、実施計画は3年間とのことですが、市長の任期が4年間ですので基本計画は4年とし、実施計画は1年単位で策定した方がいいのではないか、伺う」という質疑に対して、「基本構想については平成37年まで、基本計画については5年間で策定したいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第7号は、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、平成26年4月1日の組織編制に伴い、所管課の変更が生じたため、所要の改正をするものです。

審査の過程において委員から、「行財政改革推進室を作った理由を伺う」という質疑に対して、「組織の改編については、財政的な面と総合計画、実施計画の中で、市が実際にどこを行っていて、市民の方に説明責任ができるように、市民の方から外部評価を受けて、市の

実際の事業がどこまで進んでいるのか評価していくために、中立な立場として設けたものです。また、行財政改革プランについては平成26年度に終了となりますが、総合計画の進行状況をチェックします。改革プランにつきましても、総合計画との整合性を図りながら改めて策定していただき、引き続き事務事業の見直しをしていきたいと考えています」という答弁がありました。

次に、「税収が先細りの方向の中で、どのように八街を活性化させ、税収増にしむけていくかなど、推進室は検討する部署なのか伺う」という質疑に対して、「財政状況が非常に厳しいところがあります。現在、行政評価をしていますと、これ以上の費用の削減は難しいとの意見が多数出ています。また、総合計画の評価のための調査をしています。関係各課の方から、財政的に非常に乏しいので事業が思うように進められないと回答があるのが実情です。このことから、新たな行財政改革プランについては、いかに市民サービスを下げないようにするのか。また、費用をかけずにどの程度できるのか検討する必要がある、1つの問題と考えています。また、新たな財源という形では、ふるさと納税など、いろいろと考えていかなければならないと考えています」という答弁がありました。

次に、「行財政改革推進室は、お金を使わないためのチェック機関ではなくて、どうお金を作り出すかというところでも大いに力を発揮する部署でなければならないと思うが、どのように考えているのか」という質疑に対して、「直近の課題ということで、副市長、財政担当等々と、財政の健全化という課題について、どのように財源を確保できるか、どのように財源を的確に作っていくかということも含めて、企画課、行財政改革推進室、財政課などと連携を組みながら、直近の課題をクリアできるような方向性を生み出していきたいと考えています」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号、平成26年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出2款総務費、第3表地方債補正についてです。

審査の過程において委員から、「県支出金の経営体育成事業交付金での申請件数を伺う」という質疑に対して、「申請件数については、再建分が82件、撤去分が91件となり、全て予算計上しております」という答弁がありました。

次に、社会保障・税番号制度システムについては、「税には、国税から市県民税など、いろいろありますが、1本で管理できるのか伺う」という質疑に対して、「国税等とも連携します。情報提供ネットワークシステムで情報が確認できることになりました」という答弁がありました。

次に、「自分の情報の内容とその情報の活用状況は、自分で確認できるのか」という質疑に対して、「確認できるシステムが平成29年1月から導入される予定となっています」という答弁がありました。

次に、「マイナンバー制度と住基ネットとの関連性について伺う」という質疑に対して、

「住基ネットシステムは平成26年度末頃までに改修したいと考えています。住基カードは、発行から10年間はその番号を使います。途中からマイナンバーカードにしたい場合は、住基カードは廃止になります。マイナンバーカードを利用することになります。両方所持することはありません」という答弁がありました。

次に、「八街市は最終的にどのぐらいの費用がかかるのか」という質疑に対して、「システムの改修費用は、今年度は約3千600万円、来年度も約3千600万円です。また、国からまだ情報が来ていませんが、中間サーバーの費用がかかります。ほかにも運用経費がかかりますが、まだどのような状況になるか、わかっていません」という答弁がありました。

次に、「国が挙げるメリットでは、社会保障に関する情報等の入手が容易になるとのことですが、デメリットとして情報漏えい問題があります。どのように検討されているのか」という質疑に対して、「海外のなりすましの事犯については、番号のみでの本人確認や、番号の利用制限がなかったこと、そういうことによる影響が考えられると聞いています。日本の番号制度については厳格な本人確認を行い、利用範囲と情報連携の範囲を法律で定め、目的外利用を禁止するなど、安全性の確保を行うと聞いています」という答弁がありました。

次に、「個人がカードを落とす危険性があるが、カードには何が記載されているのか」という質疑に対して、「氏名、住所、個人番号、生年月日、性別等になり、所得情報等は記録されません」という答弁がありました。

次に、「この制度に関する職員の教育はどのように考えているのか」という質疑に対して、「職員向けのセキュリティー研修を実施する予定となっています」という答弁がありました。反対討論が次のようにありました。

「今議会の一般会計補正予算では、マイナンバー法に基づいて、社会保障・税番号制度の導入に向けたシステム事業費が計上されています。このシステム改修は、国民一人ひとりに12桁の番号を付け、年金、医療、介護、保育などの社会保障の負担と給付、個人の税金、所得などの個人情報と国が一括して把握するというものです。政府はこのメリットとして、申請書類の簡素化、給付の供給調整を掲げていますが、必要な情報は、ほとんど現在の事務で対応できる内容です。政府は、より公平な社会保障を名目に、このシステムの構築に約3千億円、維持管理費に年間約300億円程度かかるとされていますが、いまだ、その費用対効果、国民のメリットについて、説明できていません。このシステム導入は、政府が国民の個人情報に対し、徴税強化や社会保障給付への削減、資産や所得まで把握するためのものであり、個人の預金口座と結び付けたり、捜査機関への情報提供も幅広く認め、なし崩し的に利用範囲を拡大し、国による国民管理を一層強めるようとするものです。また、このシステム導入により、プライバシー侵害の危険性が極めて高くなるということも見逃せません。政府は、昨年5月のマイナンバー制度の採択時に附帯決議として、3年後の見直しの際には民間分野における利用拡大を目指すとしています。アメリカや韓国などで深刻な社会問題になっている大量の情報漏えい、なりすましなど、プライバシー侵害のリスクが日本でも極めて高くなることは明らかです。内閣府が実施した番号制度に関する世論調査では、8割以上の



国民が個人情報の取り扱いについて懸念を抱いており、犯罪を防ぐことのできる対策がいまだないまま、こうしたシステムの導入を認めることはできません。以上の立場から反対するものです。」

賛成討論が次のようにありました。

「特に、この電算事業費につきましては、昨年の国会で論議を経て法律が施行されております。その課程においてもさまざまに論議されました。例えば住基ネットについては、発足当初はさまざまな懸念がされ、賛同しない自治体もありました。しかし、実際運用されて今日まで、大きな懸念は発生しておりません。東日本大震災の折、多くの自治体が津波により被害を受け、また市役所自体が流失してしまうこともありました。今後、東海、東南海の地震も想定される中、しっかりと行政の住民への取り組みが求められているときであります。また、年金等の記載漏れ等の事案もありましたが、さまざまな問題に対して、このマイナンバー制度はそれぞれのデメリットを解消し、また多くのメリットがあります。このようなことから賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号は、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方税法の一部改正に伴い、法人住民税法人税割の税率及び軽自動車税等の税率を改正するものです。

審査の過程において委員から、「軽自動車税等は、市民の足として近年大変増えており、今回の税率改正で原動機付自転車の税額が現状の倍になるなど、利用者にとっては大変な負担増になります。税額の上がる理由と本市の影響額を伺う」という質問に対して、「軽自動車税は普通自動車税と比較して、機能面で普通自動車との差が小さくなっている一方、税額の開きが大きいこと、また自動車取得税が改正になり、軽自動車については3パーセントから2パーセントになるなど、地方の税収が減額になることが税率改正の理由とも聞いております。いずれにしても地方税法の改正であり、市の裁量外の部分でありますので、ご理解願います。続いて、軽自動車税の税率改正による本市の影響額は、平成27年度は800万円の増額を、28年度は1千400万円の増額を見込んでいます」という答弁がありました。

次に、「法人住民税では、地域間の財政力の格差縮小を図るために税率を引き下げ、引き下げ分については国税として地方法人税を創設し、その税収分を地方交付税の財源に充てるということですが、本当に地方交付税として財源化されるのか」という質問に対して、「今年3月、県庁において税制担当課長会議があり、交付税の財源に充てる旨の説明がありましたので、財源化されると考えております」という答弁がありました。

次に、「市内の軽自動車所有台数の推移を伺う」という質疑に対して、「平成26年度は3万2千160台、税額は1億5千万円を見込んでおります。これは、新車台数5パーセントの伸びで計算しました」という答弁がありました。

次に、「市として、税の負担増についてどのように考えているのか」という質問に対して、「税率の引き上げについては広報紙等を通じて周知していきます。また、軽自動車を使用し

ていないにもかかわらず、廃車手続きをしていない方もいらっしゃいますので、廃車の啓発をあわせて行い、税率改正について、ご理解していただけるよう努めてまいります」という答弁がありました。

反対討論が次のようにありました。

「反対の理由は、1点目に、法人住民税法人税割の税率改正についてです。地方公共団体間の財政力格差の是正のために、法人市民税法人税割の税率を引き下げ、これを地方法人税として国税化し、地方交付税財源に充てるというものですが、本来、地方公共団体間の財政力格差の是正は、国、地方間の税源配分を是正して、地方税財源を拡充していく中で行われるべきものであります。地方団体同士で是正し合うことは認められません。2点目に、軽自動車税等の税率改正についてです。今回の消費税増税で、政府は売り上げの減少を懸念する自動車業界の要望に応じて、自動車取得税を自家用の普通車は2パーセント、営業用の普通車と軽自動車は1パーセント引き下げるとしています。自動車取得税は消費税が10パーセントになった段階で廃止を予定していますが、その財源の一部として、軽自動車や自動二輪車に課せられている軽自動車税を、また平成28年度から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車について重課税率を適用し増税するというものです。これによる本市の増収額は、28年度以降1千400万円となりますが、交通不便地域をはじめとして、市民の足となっているバイクや軽自動車等の増税は、消費税とともに2重の増税となるものであり、到底認めることはできません。以上の立場から反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決としました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞご常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

**○議長（林 修三君）**

ただいまの総務常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（林 修三君）**

質疑なしと認めます。

次に、山口孝弘経済建設常任委員長、ご登壇ください。

**○山口孝弘君**

経済建設常任委員会に付託されました案件2件につきまして、去る6月16日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について、要約してご報告申し上げます。

議案第9号は、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、八街市暴力団排除条例の施行に伴い、さらに市民の安全を確保するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程において委員から、「警察への照会は申請があった時点で行うのか。また、埋め立て等に関しての動きがあってから照会するのか、伺う」という質疑に対して、「個人については申請前に住所、氏名が確認できますので、この時点で調査ができます。法人については、法人の定款等がこの時点では提出されていませんので、事前に定款も提出していただくことができれば調査することが可能だと思われま

次に、「過去に、埋め立て等をする業者は、行政からの指摘を受けると、現企業を廃止して新たな企業を発起することを繰り返し行うことが市内に見受けられましたが、このようなことはどのように防止していくのか」という質疑に対して、「申請者や事業主に変更があった場合、毎回調査します。新たな企業の申請、または会社内の役員等に変更があれば、その都度、調査します」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号、平成26年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳出5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表債務負担行為補正についてです。

審査の過程において委員から、「経営体育成対策事業について、今後さらに希望者がいた場合の対応について伺う」という質疑に対して、「本事業の農家へのお知らせについては、農家組合連合会での回覧、市のホームページ等を通じてお知らせいたしましたが、農家組合に加入していない方もいらっしゃいますので、農家組合の回覧については、近所で組合に加入していない方で、被災した農家の方にお伝えしていただきたいとの文章を付けて、回覧いたしました。今回の被害については全国規模であったため、新聞、テレビ等々で国からの助成の関係が報道されてい

次に、「消費生活対策では、市民への広報活動の内容を伺う」という質疑に対して、「市民への周知は広報やちまた、ホームページ以外にも、高齢者被害が多発している近年においては、老人福祉センターや中央公民館等と協定を結び、高齢者を対象とした講演会等を開催し、高齢者の参加を促しております。また、最近スマートフォン等による子どものIT被害も発生していますので、小・中学校に向けた広報活動も進めているところ

次に、「流末排水施設整備では、今回の工事で完全な体制になるのか伺う」という質疑に対して、「今回の工事により、ある程度の降水に対して対応できると考えていますが、工事完了後の状況を確認しないと、確定したことは申し上げられません。また、県道の道路排水についても引き続き県に要望をし、早く整備できるようにと考えています」という答弁があ

りました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当委員会の決定どおりご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

○議長（林 修三君）

ただいまの経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

○桜田秀雄君

それでは、何点か質問させていただきます。

今日は議会の最終日なのですが、先ほど議案第10号の土木費の関係で工事箇所の一覧表、これが配られました。これは委員会の審議の過程では配られているのでしょうか。

○山口孝弘君

審査の過程において必要という委員の皆さんの意見がありましたので、配らせていただきまして、皆さんに配付いたしました。また、その中で「全員にお配りします」ということで、その中で決定いたしました。

以上です。

○桜田秀雄君

今、委員長の方から委員の求めに応じて、委員会の総意として執行部に求めたと。これは委員会の独自性ということで大変喜ばしいと、私は評価するんですが。

本来ですと、私もかねがね言っていますけれども、議会の審議を促進する、そういう立場から、関係する資料はなるべく易しく、詳しく出してほしいとお願いしております。土木関係については3月の定例会からこれと同じような内容が配られました。ここでもまた問題になりました。ちょっと地図がわかりにくいのではないかと、こんな話がありました。今回は地図も添付していただいたので、一歩前進したのかなと思うんですが、やはりこれらの資料は議案の上程の際に参考資料として提出していただきたい。私はこのように思うんですが。委員長から議長を通じて執行部にこのような働きかけをしてほしい。このように、3月議会でも問題になったのに、まさに鶏みみたいに、もう忘れちゃって、委員会の要望がなければ資料を出さない。こういうことがあっては、私はいけないと思うんですね。これは要望として。

○議長（林 修三君）

以上ですか。

○桜田秀雄君

委員長がお答えできるなら、どうぞ。

○議長（林 修三君）

委員長報告に対する質問で、これは要望ですよ。

ほかにありますか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（林 修三君）

では、ほかに質疑がないと認めます。

以上で各常任委員長の報告、質疑を終了します。

議案第6号、議案第7号、議案第9号、議案第10号、議案第12号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩に入ります。再開時刻は事務局より連絡いたします。

（休憩 午前11時18分）

（再開 午前11時35分）

○議長（林 修三君）

再開します。

これから討論を行います。

議案第10号に対し、丸山わき子議員、川上雄次議員から。議案第12号に対し、丸山わき子議員から。討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

最初に、丸山わき子議員の議案第10号、第12号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第10号、平成26年度一般会計補正予算に対する反対討論を行います。

今議会の一般会計補正予算では、住野地先の排水対策費が計上されたことを高く評価するものであります。

この地先の冠水は、残土埋め立てにより従来の水路が断たれ、平成9年から大雨のたびに市道が冠水し、陸の孤島となってきました。市民からは急病になっても救急車も呼べない、車が水につかり、だめになったなど、不安や被害が付きまとっていました。こうした事態に対し、当初、ポンプを1台設置し、市道のかさ上げで対応。平成13年からは2台のポンプを増設しましたが、道路冠水だけでなく、近隣の住宅にまで浸水するようになり、被害が拡大しておりました。昨年10月の台風では車5台が水没、床上浸水など、大きな被害をもたらし、いまだ生活の再建はできていません。こうした深刻な事態に対し、市長はじめ職員の皆さんが隣接する富里市に積極的に働きかけ、用地の借り上げ、排水路の確保などに奔走され、予算計上にまでつなげていただいたことは、17年越しの市民の不安や被害にやっとピリオドを打つことができます。安全・安心の街づくりへの予算計上に賛成するものであります。

しかし一方で、市民の安全・安心を脅かす予算計上がされています。昨年5月に成立したマイナンバー法に基づき、社会保障・税番号制度の導入に向けたシステム事業費3千609万2千円の計上です。

このシステム改修は、国民一人ひとりに12桁の番号を付け、年金、医療、介護、保育などの社会保障の負担と給付、個人の税金、所得などの個人情報、国が一括して把握するというものです。政府はこのメリットとして、申請書類の簡素化、給付の供給調整を掲げてい

ますが、必要な情報は、ほとんど現在の事務で対応できる内容であります。政府は、より公平な社会保障を名目に、このシステムの構築に約3千億円、維持管理費に年間約300億円程度かかるとされていますが、いまだ、その費用対効果や情報流出に対する安全確保への説明は十分ではありません。

このシステム導入は、政府が国民の個人情報に対し、徴収強化や社会保障給付の削減、資産や所得まで把握するためのものであり、個人の預金口座と結び付けたり、捜査機関への情報提供も幅広く認め、なし崩し的に利用範囲を拡大し、国による国民管理を一層強めようとするものであります。また、このシステム導入により、プライバシー侵害の危険性が極めて高くなります。

政府は、昨年5月のマイナンバー制度の採択時に、附帯決議として、3年後の見直しの際には民間分野における利用拡大を目指すとしています。アメリカや韓国などで深刻な社会問題になっている大量の情報漏えい、なりすましなど、プライバシー侵害のリスクが、日本でも極めて高くなることは明らかであります。

内閣府が実施した番号制度に関する世論調査では、8割以上の国民が個人情報の取り扱いについて懸念を抱いており、完全に犯罪を防ぐことのできる対策がいまだないまま、こうしたシステムの導入を認めることはできません。

以上の立場から、反対するものであります。

次に、議案第12号、八街市税条例の一部を改正する条例案に対する反対討論であります。

市税条例の一部を改正する条例反対の1点目の理由といたしまして、法人住民税法人割の税率改正についてであります。

地方公共団体の財政力格差の是正のために、法人市民税法人税割の税率を引き下げ、これを地方法人税として国税化して地方交付税の財源に充てるというものです。しかし本市の影響額は28年度以降4千500万円となりますが、全額が還元される裏付けはありません。本来、地方公共団体間の財政力格差の是正は、地方自治体同士が支え合うというのではなく、国が地方税財源を拡充していく中で行われるべきものであります。

2点目に、軽自動車等の税率改正についてであります。

今回の消費税増税で、政府は売り上げの減少を懸念する自動車業界の要望に応じて、自動車取得税を、自家用の普通車は2パーセント、営業用の普通車と軽自動車は1パーセント引き下げるとしています。自動車取得税は消費税が10パーセントになった段階で廃止を予定していますが、その財源の一部として、軽自動車や自動二輪車に課せられている軽自動車税を、また平成28年度から、最初の新規検査から13年を経過した軽自動車について重課税率を適用し、増税するというものです。

これによる本市の増収額は28年度以降1千400万円となりますが、交通不便地域をはじめとして、市民の足となっているバイクや軽自動車等の増税は、消費税とともに2重の増税となるものであり、到底認めることはできません。

以上の立場から、反対するものであります。

○議長（林 修三君）

次に、川上雄次議員の議案第10号に対する賛成討論を許します。

○川上雄次君

それでは、私は、議案第10号、平成26年度八街市一般会計補正予算について、賛成の立場から討論を行います。

議案中、特に電算事業費につきましては昨年の国会での論議を経て、昨年5月に法律が施行されております。その過程において、さまざまな議論がされております。

例えば、プライバシー等が懸念されておりました住基ネットにつきましては、発足当初はさまざまなことが懸念され、賛同しない自治体がありました。しかし現在、運用されて今日まで、大きな懸念は発生しておりません。

今日、東日本大震災の折、多くの自治体が津波により被災を受け、また市役所等が流出したこともありました。今後、東海、東南海、首都圏直下型の地震も想定されております。しっかりと行政の住民に対する取り組みが求められているときでもございます。また年金の記載漏れ等の事案もありました。また、少子高齢化社会が現実化しており、高度な社会保障の体制の充実が喫緊の課題でもあります。

マイナンバー制度はそれぞれのデメリットを解消し、また多くのメリットを含んでおります。

このようなことから、同議案に賛成いたします。

○議長（林 修三君）

これから採決を行います。採決は分割して行います。

最初に、議案第6号、八街市基本構想の策定に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（林 修三君）

起立全員です。議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の

議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(林 修三君)

起立全員です。議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成26年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(林 修三君)

起立多数です。議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、八街市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。この議案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(林 修三君)

起立多数です。議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第3、議員派遣の件を議題とします。

八街市議会規則第172条第1項の規定により、7月3日に開催される市町村議会広報研究会に参加するため、配付のとおり、議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(林 修三君)

ご異議なしと認めます。配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成26年6月第2回八街市議会定例会を閉会します。

5月30日から本日までの22日間にわたる6月定例会は、議案12件、発議案5件、一般質問、各常任委員会等において、議員各位より終始熱心な議論及び審議を経て、全ての案件を議了し、ただいま閉会となりました。

執行部におかれましては、各議員から出されました意見を十分に尊重され、市民のための市政執行に向けて、より一層努力されますよう強く要望いたします。

また、議員各位におかれましては、今後ともそれぞれのお立場で鋭意ご活動いただきますようお願いいたしまして、閉会の挨拶といたします。

議員の皆様申し上げます。この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。また、全員協議会終了後、議会だより編集委員会を第2会議室で開催します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時50分)



○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第1号から発議案第5号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第6号、議案第7号、議案第9号、

議案第10号、議案第12号

委員長報告、質疑、討論、採決

3. 議員派遣の件

.....  
発議案第1号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について

発議案第3号 国における平成27年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

発議案第4号 集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出について

発議案第5号 消費税増税の中止を求める意見書の提出について

議案第6号 八街市基本構想の策定に関する条例の制定について

議案第7号 八街市行財政調査会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 平成26年度八街市一般会計補正予算について

議案第12号 八街市税条例等の一部を改正する条例の制定について

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 林 修 三

八街市議会議員 京 増 藤 江

八街市議会議員 加 藤 弘